

山形村特定個人情報等の適正管理に関する基本方針

平成30年9月5日策定

令和4年4月1日一部改訂

令和5年4月1日一部改訂

本方針は、山形村（以下「本村」という。）における特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

本村では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年山形村条例第23号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において、特定個人情報等を取り扱います。また、番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、本村における管理体制及び管理規程、取扱マニュアル等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

（1）法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守します。

（注）法令等には次のものを含みます。

- ・ 番号法
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 山形村個人情報保護法施行条例（令和4年山形村条例第20号）
- ・ 番号利用条例
- ・ 山形村情報セキュリティポリシー

（2）安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(3) 適正な収集、利用、保管及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集、利用、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(4) 委託及び再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき本村自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

3 問合せ先（開示請求・苦情相談を含む）

山形村総務課 電話 0263-98-3111